

## 談合情報があった場合の条件付入札の取扱いについて

工事希望申込時に誓約書を提出することを入札参加条件とし、談合情報があり、かつ調査の必要性があると認めた場合には、次の方法により条件付入札を実施します。

- 1 入札書の提出
- 2 入札参加予定者に次の事項を告げた後開札する
  - ・ 談合情報の要旨
  - ・ 当該入札の落札決定を保留すること
  - ・ 談合情報検討委員会（以下「委員会」という。）において入札の有効又は無効を決定すること
  - ・ 入札無効の場合は、再公表、再入札等に変更すること
- 3 全社より積算内訳書を提出していただき、積算内訳書の審査、全社事情聴取を行った上で再度委員会に諮り入札の有効又は無効を決定いたします。
- 4 入札が有効となった時は、全社から改めて誓約書を提出していただき、落札決定後契約締結いたします。
- 5 入札を無効とする時は再公表、再入札等への変更も併せて委員会にて決定します。

なお、誓約書はホームページからダウンロードできます。